

# ジュディケア弁護士と スタッフ弁護士の連携と 協働について

—組織的な司法ソーシャルワークの  
取組みとスタッフ弁護士の役割—

法テラス福岡地方事務所副所長

弁護士 藤尾 順司

## 1 はじめに

スタッフ弁護士の第一期が登録してから、すでに9年が経過した。この間、スタッフ弁護士制度は着実に成長を遂げ、現在、250名前後のスタッフ弁護士が全国で活躍している。

最近、スタッフ弁護士の配置に対し、一部の弁護士会や弁護士からスタッフ弁護士の配置に反対する声が上がっている。しかも、以前に増して、スタッフ弁護士不要論の声は大きくなっている。これまでスタッフ弁護士を受入れなかった単位弁護士会<sup>1</sup>ばかりか、これまで受け入れてきた単位弁護士会の中からも、配置人数の減員を要求する声が出ている。こうした動きの背景に次のような事情があるように思う。

第1に、スタッフ弁護士は、これまで被疑者国選弁護対象の拡大、その他民事扶助業務においてジュディケア弁護士だけで対応できない場合にこれを補完する存在として位置付けられてきた<sup>2</sup>。ところが、その後、全般的な事件数の減少、弁護士数の増加によってジュディケア弁護士だけで対応できるようになり、量的な意味での補完の必要性が減少してきたことである。

第2に、中間所得層の貧困化や事件数の減少等、弁護士を取り巻く経済的環境の悪化によって、ジュディケア弁護士がスタッフ弁護士を競争相手として意識するようになったことである。

第3に、法務省の管轄下にある法テラスに勤務するスタッフ弁護士の存在に対し、弁護士自治への脅威ととらえて反対する動きが出てきたことである。イギリスはこの数年の改革によって、ソリシターの弁護士会が自治権を失い、多くのソリシターが民事扶助から排除された経過<sup>3</sup>をもとに、わが国においても、将来、法律扶助予算を抑制する動きがでたときは、スタッフ弁護士に民事扶助事件をすべて担当させるのではないかという危機感を訴える意見や、スタッフ弁護士の増員は弁護士自治を脅かすという意見などがある。

第4に、司法ソーシャルワークがスタッフ弁護士の活動としていまだ明確に位置付けられていないことである<sup>4</sup>。これまで司法ソーシャルワークとして紹介されたのは、いずれも離島など司法過疎地など特殊な地域のスタッフ弁護士の活動にすぎず、その例もわずかであったため、一般の地域における司法ソーシャルワークの活動のイメージができてなく、しかもその中でスタッフ弁護士の役割も明確になっていない。

第5、これまで弁護士の中にくすぶっていた法テラスに対する不満や反発が経済的環境の悪化により増幅されたことである。こうした弁護士の多くは、法テラスとスタッフ弁護士を同一視し、スタッフ弁護士を自分たちとは異質の存在と見ているように思えることである。

こうした状況から、弁護士会内で、スタッフ弁護士の位置付けや役割について議論しても平行線のままである。しかし、弁護士会がスタッフ弁護士を受け入れないという偏狭な姿勢をとることで社会から支持を得られるとはとうてい思えない。イギリスにおいて、ソリシターの弁護士会が自治権を失ったのは、ソリシターが伝統にこだわり利用者の視点に立った制度改革ができなかったからである<sup>5</sup>。わが国においても、弁護士の観点だけでなく、利用者目線に立った弁護士業務の改革の努力を求められている点ではイギリスと全く同じである。

とはいえ、現状では弁護士の認識を変えるにはまだ時間を要しそうである。しかし、社会からの司法ソーシャルワークの要請は高い。条件が整った地域からジュディケア弁護士とスタッフ弁護士の連携・協働による司法ソーシャルワークを開始し、そのモデルを全国に波及させて広げる以外に方法はないと考え、福岡において3年前から、司法ソーシャルワークを組織的に取組むことにした。福岡は、法テラスと弁護士会との間の関係が比較的良好で、しかも、弁護士会は、過去に当番弁護士、少年付添人活動、精神保健福祉法に基づく付添人活動などの先進的な取組みを行うなど、弁護士は福祉マインドになじみやすいという条件がそろっていた。最初の2年間、私は、スタッフ弁護士に代わって法テラスに要請があった講演、研修会を可能なかぎ

り引き受け、福祉関係者と接触するように努めた。これによって、福祉機関が必要としている司法ソーシャルワーク業務を見つけ出し、協議して完成させると同時に、そこでのスタッフ弁護士の役割も模索した。以下、その内容を紹介したい。

## 2 福岡における司法ソーシャルワーク活動の概要

### （1）福岡県弁護士会の状況

会員数約1149名（平成27年9月時点）である。4部会制をとっており、各部会が独自の財政や組織を有するなど、いくらか独立性を有する。具体的には、福岡市を中心とする周辺市町村からなる福岡部会（835名）、久留米市を中心とする筑後地域の筑後部会（92名）、飯塚市、田川市、直方市その他周辺市町村で旧産炭地域が多い筑豊部会（36名）そして北九州市を中心とする北九州部会（186名）である。ただし、北九州地域は、法テラス福岡北九州支部として独自に活動しているため、ここでは対象地域からはずしている。

### （2）法テラス福岡

現在、法テラス福岡には、所長のほか、副所長6名（弁護士4名、司法書士1名、社会福祉士1名）、職員34名である。

社会福祉士の副所長は全国的にあまり例がない。従来、執行部は弁護士と司法書士だけで構成してきた。地方事務所の立上げ時においてはやむをえないが、軌道に乗ったら、サービス提供者だけでなく、利用者側の人を入れた構成をとる方が望ましい。福岡では、弁護士会と協議の上、福祉機関から信任の厚い人物を探した結果、高齢者虐待問題について講演活動や指導をされていた女性の社会福祉士（社会福祉士会理事）にお願いし、本年6月、就任のはこびとなった。これまで法テラスから連携を提案しても「敷居が高い」と言われてきたが、これからは、この副所長が福祉機関への窓口としての役割を果たしてくれるものと期待している<sup>6</sup>。

### (3) 高齢者・障害者支援活動

法テラス福岡では、地域包括支援センターその他の福祉機関からの支援要請を受けて、スタッフ弁護士を中心とする15名の名簿（若手有志の弁護士）に基づいて、出張相談、講演及びケース会議の要請に応じてきた。

他方、福岡県弁護士会の高齢者相談センターあいゆうは、以前から、電話相談、来館相談、出張相談、福祉の当番弁護士等の活動を行ってきた。

これまで両者の間に連携・協働関係は全くなかった。こうした状況を変えたのは日弁連のモデル事業である。これは、日弁連の高齢者社会対策本部からの提案を受け、両者が平成27年2月1日から6ヶ月間、共同で高齢者・障害者への支援事業を行ったのである。具体的には、弁護士会及び法テラスのいずれかに電話による相談や支援要請があった場合に、ワンストップで対応（電話や出張相談）できる体制を構築すること、民事法律扶助の資力要件を満たさない高齢者に対しても無料相談に応じること、福岡市内の地域包括支援センターの職員を対象に、法テラスの法教育予算を使って講演活動を行うこと、弁護士会と法テラスが事業運営会議を開催し、情報共有を行うことである。

6ヶ月間の成果は、①法テラスと弁護士会の間にワンストップサービスの体制が構築され、モデル事業終了後もそのまま継続されることになったこと、②弁護士会が受けた支援要請件数は合計113件であり、このうち福祉関係機関から8件、高齢者本人又は親族から105件であった。他方、法テラスは合計59件で、このうち福祉関係機関からの要請は44件、高齢者等から15件であった。このように、双方の特徴がはっきりと出たことから、双方ともに連携・協働の意義を確認できたこと、③毎月1回、事業運営会議を開催し、両者は、それぞれの実績を報告したこと、④6ヶ月の間に講演（テーマは高齢者の消費者被害）は2件にしかなかったが、終了後の9月に9件の研修会の予定が入った。

#### （4）生活保護受給者・自立支援対象者への支援活動

平成25年4月、法テラス福岡は、福岡市と覚書を交わし、福祉事務所で巡回法律相談を開始した<sup>7</sup>。これは、民事法律扶助業務にサービスを上乘せした業務である。これをリーガルエイドプログラム（以下、「LAP」と略す）と名付けた。

生活保護受給者及び自立支援対象者は、多重債務、離婚、DV、経済的虐待などの問題を複合的に抱えていることが多く、しかも自分の抱える法的問題を認識できない、あるいは認識できても解決の意欲を喪失している。こうした人たちはケースワーカーからいくら勧められても従来型の法律相談には行かない。そこで、弁護士が福祉事務所の巡回相談に出かけて行き、ケースワーカー同席のもとに法律相談を受けるという巡回相談を行う、相談後、受任の有無、解決内容などの情報を法テラスと福祉事務所との間で共有し、ケースワーカーとの連携・協働により解決することにした。このLAPの最大の特徴は、弁護士の受任率が通常の相談の2倍前後に達することである<sup>8</sup>。

スタート時、スタッフ弁護士をはじめとする若手有志の弁護士数名がLAPの巡回相談の担当を担ったにすぎなかったが、その後、法テラス福岡と福岡県弁護士会と協議した結果、福岡県弁護士会の生存権本部と高齢者・障害者委員会の2つの委員会から推薦された弁護士名簿が法テラス福岡に提供されることになり、ついに両者の共同事業へと発展したのである。

平成27年1月、久留米市との間でもLAPの合意が成立し、筑後部会の弁護士が巡回相談を担当することになった。久留米においては、対象を生活保護受給者だけでなく生活困窮者にも拡大した。

本年9月、春日市もリーガルエイドプログラムの試行を始めた。

これまでのところ、LAPはトラブルがないうえ、福祉事務所からも評価を受け、件数も増加傾向にある。今後、他の市町村にLAPを案内し、拡大していきたい。

スタッフ弁護士は、この名簿の一員として巡回相談を行っているが、それだけではなく、巡回相談の予約に入れない緊急の要請があった場合、個別の

出張が必要な場合、巡回担当者が事件を受任できなかった場合などに相談を担当している。また、春日市のように、試行段階にある福祉事務所の巡回相談もスタッフ弁護士が担当している。

#### **(5) 刑事施設の被収容者に対する出張相談など**

法テラス福岡と福岡県弁護士会が協議した結果、平成26年8月から刑事施設の被収容者から手紙で要請があった場合に、出張相談あるいは調査を、福岡県弁護士会が提供した名簿により実施することになった。

弁護士会も、刑事施設の被収容者からの人権救済申立てを通して、以前から被収容者の法律相談の必要性を認識していたが、相談担当弁護士の日当・交通費の捻出などの問題が障害となっていた。1年以上の協議を経て、両者が法テラスの民事法律扶助の出張相談や調査を利用することにより、出張相談等を実施することで合意したのである。この業務は司法ソーシャルワークというわけではないが、弁護士会と法テラスが連携・協働して行う最初の事業としての意義をもつものであった。

#### **(6) 弁護士ナビゲーション（略称「弁ナビ」）**

弁ナビは、もともと法テラスの情報提供業務を拡張するために始めた法テラス福岡独自のサービスである。毎日、多くの市民が法テラスの情報提供窓口で情報提供を求めて電話をかけてくるが、情報提供職員の説明や案内だけでは不十分な場合（問題を抱えて不安に陥っている市民、緊急の援助が必要な市民など）に、情報提供窓口職員が内容を聴き取りし、そのメモを弁ナビ当番の弁護士に渡し、その後、その弁護士が折り返し電話をかけてアドバイスをするというものである（以下、これを便宜上、「情報提供弁ナビ」という）。

その後、弁ナビは福祉機関の職員が法テラスに支援要請をしてきた場合の窓口として機能するようになったため、それをさらに発展させて、出張相談の配点という機能（これを以下、便宜上「出張相談弁ナビ」という）をもた

せた。これは、自ら法テラスにアクセスするのが困難な高齢者や障害者に代わって、福祉機関の職員が法テラスに連絡してきた場合に、担当弁護士が同様に福祉機関の専門職員に電話をかけ、日程調整のうえ直ちに出張相談に出かけるというスキームである。試行段階では、スタッフ弁護士を中心とした有志の弁護士が担当していたが、その後、弁護士会から名簿の提供を受けたので、現在、この名簿によって運用している。

スタッフ弁護士は、上記名簿の一員として電話対応や出張相談を行っているほか、情報提供弁ナビについては現在もスタッフ弁護士が専属で担当している。

今後、法テラス福岡は、司法ソーシャルワークの活動を質・量ともに拡大していくが、その場合、支援要請の前さばきがどうしても必要になる。情報提供業務が、支援要請に対し、複数の弁ナビ名簿の中から、その内容に応じて名簿を選択し、的確に弁護士に配点するという管制塔機能を担えるまでに発展させたい。

このように、法テラスが司法ソーシャルワークを行う場合、情報提供業務の機能を拡大することが必要になる。それに伴って弁ナビや講演などの要請も増加することから、それに対応できるスタッフ弁護士の役割がこれまで以上に大きくなると考える。

### 3 法テラス福岡法律事務所のスタッフ弁護士の活動の現状

#### （1）法テラス福岡法律事務所の構成

法テラス福岡法律事務所は、法テラス福岡と同じスペースにある。従来、スタッフ弁護士は2名体制であったが、事件数が増加したため、1名増員となり、現在3名体制になっている。このうち1名は社会福祉士の資格を保有している。



## (2) 一般事件

スタッフ弁護士は民事法律扶助及び国選弁護業務も担当しているが、こうした業務は最近では中心的業務とはなっていない。国選業務は、原則として、ジュディケア弁護士と同様の頻度で配点されていて特別の配点はされていない<sup>9</sup>。民事法律扶助業務については、一般弁護士向けの法テラスのセンター相談枠にスタッフ弁護士は登録されていない。

## (3) 司法ソーシャルワーク

### i) 中心的な顧客層

法テラス福岡法律事務所の中心的な顧客層は、自分一人の力では法律相談の予約が難しい人、法テラスの枠相談に来ることが難しい人、高齢者や障害者、病気などの問題を抱えた人たちである。こうした人たちは、自力で弁護士にアクセスすることが難しいという人たちであり、多くの場合、社会的な弱者である。

### ii) アウトリーチとネットワーク

こうした人たちに法的支援を届けるためには、弁護士によるアウトリーチ活動とネットワークの構築が重要である。弁護士が、法律事務所ですら待たずにはなく、関係機関や施設、自宅などに出向いて行って、出張法律相談などを行う。福祉の関係機関とのネットワークを作り、法的サービスを必要としている人の情報をいち早くキャッチできる体制を作る。

iii) スタッフ弁護士がこうした司法ソーシャルワークの業務を引き受ける端緒は、スタッフ弁護士が過去に開拓した関係機関からの直接の支援要請と弁護士ナビゲーションを担当した際に引き受けた場合がほとんどである。

#### （4）法テラスと関係機関との連携におけるスタッフ弁護士の役割

福祉機関の職員にとって、弁護士や法テラスはまだまだ敷居の高い存在である。顔の見える関係を重視する福祉業界の風土もあるうえ、弁護士費用の心配もあって、司法との連携については必ずしも積極的ではない。

また、福祉機関からの要請による出張相談、講演会、ケース会議への出席を行う場合、郊外にある病院や施設への往復だけでも半日仕事になることも多いため、採算性などから弁護士会による実施は困難である。しかし、法テラスは公的機関であることから、そこに所属するスタッフ弁護士は、福祉機関との関係を構築しやすい。また、スタッフ弁護士は給料制であるので、売上に繋がらなくとも、公益的な必要があれば積極的に活動を展開することが可能である。

司法ソーシャルワークの新規事業を計画した場合、ニーズがどの程度あるのかわからないため、まずスタッフ弁護士による試行を行っている。これは、試行によって事業内容の修正とニーズ調査を行うためである。これによって見通しが立ってから本格的な実施に入ることで、スムーズな立ち上げが可能となる。制度が軌道に乗った後は、ジュディケア弁護士に担当してもらい、スタッフ弁護士は新分野の開拓やジュディケア弁護士では対応が困難なケースへの対応へとシフトする。

#### （5）弁護士会の活動

3名のスタッフ弁護士が協議して、それぞれの活動分野に近い委員会に所属している。スタッフ弁護士が委員会に積極的に参加する意義は、委員会の活動との連携を図ることにある。また、ジュディケア弁護士にスタッフ弁護士の活動を理解してもらう機会にもなる。

#### （6）法テラス福岡地方事務所との連携

司法ソーシャルワークにおいてスタッフ弁護士がその役割を十分に果たすためには、地方事務所執行部との連携を密にすることが必要である。福岡で

は、スタッフ弁護士は、法テラス福岡の執行部会議にはオブザーバーとして参加するほか、事件活動で困ったときは、個別に所長や副所長に相談するほか、3ヶ月に1回程度、夕方に集まって、執行部がスタッフ弁護士の活動報告や意見交換をし、終了後に懇親会を行っている。

## 4 ジュディケア弁護士との関係

(1) 福岡において、ジュディケア弁護士とスタッフ弁護士との間に表面的な対立はない。これまで、会内の弁護士の中からスタッフ弁護士排斥の意見が出たこともなかった。

しかし、福岡でも、スタッフ弁護士がジュディケア弁護士の事件をとっているのではないかと疑いの目を向ける弁護士も存在する。スタッフ弁護士を警戒する声が出ないように、法テラス福岡は、弁護士会の執行部との協議において、スタッフ弁護士が受任した事件数、事件の内容、国選弁護件数など詳細に定期的に報告している。

(2) 一般の会員には、スタッフ弁護士の活動を知る機会がほとんどないため、スタッフ弁護士がどのような事件を受任し、どのような活動を行っているのか全く知らない。スタッフ弁護士も、会内の広報で活動を会員に紹介するほか、委員会活動や事件活動を通して、司法ソーシャルワークへの理解を広め、さらにはともに活動をしてくれる仲間を増やしていくという地道な努力が必要である。

(3) 福岡のスタッフ弁護士の職域とジュディケア弁護士のそれはほとんど重なっていない。これは、前述のように、福岡のスタッフ弁護士が司法ソーシャルワークに重点を置いて活動しているためである。受任している事件も、高齢者・障害者、生活保護受給者など、司法ソーシャルワークが必要な事件が多い。

## 5 司法ソーシャルワークにおける両者の役割

### （1）ジュディケア弁護士

今後、社会の急速な高齢化とともに、法的問題を抱える高齢者が増加し、また経済の悪化により生活保護受給者も増加していることから、福祉事務所や自立支援センターから法テラスへの支援要請も確実に増えるものと思われる。こうした要請に対応するためには、ジュディケア弁護士の協力は不可欠である。司法ソーシャルワークは、一般事件に較べると、時間も手間もかかるものが多いため、当初、これを担当するジュディケア弁護士の確保に不安があったが、実際やってみると杞憂にすぎなかった。かつて福祉事務所への巡回相談や出張相談の弁ナビ担当者を集めるため若手のジュディケア弁護士数名に声をかけたことがあったが、意外にも必要な人数を容易に確保できたからである。福祉に興味をもつ若手弁護士も存在するのである。ただし、ジュディケア弁護士に担当してもらうためには、事前に法テラスが福祉機関と協議して制度や手続を整備し、かつ職員研修を行っておく必要がある。

（2）遠方からの依頼や、急を要する依頼、研修や講演など費用が支払われないケース会議への参加の要請に対しジュディケア弁護士では対応が困難であるが、スタッフ弁護士は可能である。このような活動は、地味ではあるが、福祉機関と弁護士との間の距離を短くし、さらに「顔の見える関係」にまで発展させるためには必要である。

スタッフ弁護士によるこれらの活動によって、福祉機関との連携による相談及び受任のシステムが構築・整備され、その結果、ジュディケア弁護士が担当できる事業に発展し、さらなる法的サービスの拡大につながるというサイクルができあがるのである。このように司法ソーシャルワークにおいて、スタッフ弁護士はなくてはならぬ存在なのである。

ジュディケア弁護士だけで司法ソーシャルワークを行うことは、短期的にはともかく長期的には困難と言わざるをえない<sup>10</sup>。

連携が必要なのはスタッフ弁護士に限らない。福祉機関との連携も重要である。司法ソーシャルワークは、弁護士会単独ではなく、いろんな関係者を巻き込みながら、拡大していくことが必要なのである。その意味で、イギリスの法律扶助改革の失敗と、スコットランド、カナダとの比較から、法律扶助制度のあり方について「今日、法律プロフェッションが独占的に決める時代は既に終了しており、この制度に関わる様々な利害関係者とのパートナーシップのもとで政策を形成し遂行していく時代に入っている」、「21世紀の法律扶助制度を機能させるためには、制度を担う関係当事者間のパートナーシップの構築が特に重要である」との池永知樹氏の指摘は正鵠を得ていると実感している<sup>11</sup>。

## 6 スタッフ弁護士の人数

福岡のスタッフ弁護士は3名にすぎないが、現時点では福祉機関との連携や事業は都市部及びその近郊にすぎないこともあって、福祉機関からの要請への対応は可能である。しかし、今後、これらの事業が地域の市町村に発展した場合、この体制では厳しくなる可能性がある。

特に、筑豊地区はそもそも弁護士数が少ないため、この地区で司法ソーシャルワークの活動はほとんどできていない。弁護士会及び法テラスが全県で均質な司法ソーシャルワークによるサービスを提供するためには、将来、筑豊及び筑後地域に少なくとも各1、2名のスタッフ弁護士の配置が必要ではないかと思う。

## 7 今後の課題

### （1）利用者側の視点を反映させること

これまでスタッフ弁護士の役割の議論は、サービス提供者側である弁護士からの視点だけにとどまっていた。これでは、スタッフ弁護士の役割や配置において、利用者側の声が全く反映されないことになるばかりか、スタッフ弁護士の新たな役割や新規業務の開拓も十分にできない。司法ソーシャルワークの拡大がスタッフ弁護士の数や配置によって事実上制約されるからである。そうならないために、サービスの利用者からの視点に立った議論が必要ではないか。特に、弁護士会におけるスタッフ弁護士の役割、配置、人数の議論において、地域の利用者からの意見を反映させるための仕組みをつくる必要があると考える。

### （2）司法ソーシャルワークにおけるスタッフ弁護士とジュディケア弁護士の役割分担を明確にすること。

スタッフ弁護士及びジュディケア弁護士がそれぞれ別の役割をもち、互いに双方の役割を認識することは連携の一步である。スタッフ弁護士は、ジュディケア弁護士が困難な活動や業務、あるいは自分の得意とする活動に力を入れるべきである。

また、スタッフ弁護士が司法ソーシャルワークに重点を置いて活動を行えば、必然的に顧客の中心は「貧困層、高齢者・障害者、DV被害者など社会的弱者」ということにならざるをえない。これによってジュディケア弁護士との間の緊張関係をやわらげることが可能である。

### （3）法テラスの地方事務所の執行部は、その地域において司法ソーシャルワークの開拓に取組み、その中でスタッフ弁護士が十分に役割を果たすことができるよう環境の整備をすべきであると考えられる。

地方事務所によっては、弁護士会に波風を立たせないことに意を用いる傾向があるように聞く。地方事務所の執行部は、弁護士会の会長及び副会長出身者で構成することが多いため、法テラスが司法ソーシャルワークの業務を積極的に展開すると、弁護士会あるいは一部の弁護士から抵抗や反発を受けることを恐れるためであろう。しかし、抵抗を恐れて何もしないのは、総合法律支援法の趣旨に反するばかりか、その地域社会に対する責任を放棄することではないだろうか。反対している弁護士もいずれは司法ソーシャルワークの意義とスタッフ弁護士の役割を理解してくれるものと信じ、ときには弁護士会の反対を押し切ってでも実行すべきではないか。各地の実情が異なるので、言い過ぎであることは承知の上であえて言わせてもらえば、弁護士会の抵抗を押し切ってでもやる気概がなければ地方事務所の執行部であることは許されないのではないかと思う。

## 8 最後に

わが国の福祉は、わが国の経済規模からすると、不十分かつ貧弱である。司法ソーシャルワークの役割は、福祉の対象者が抱えている法的問題を解決することによって、いくらかでも福祉を充実したものにしているところにある。まさに憲法25条の生存権の保障の趣旨にかなうものと言える。司法ソーシャルワークに対する社会からの期待がある以上、弁護士、弁護士会及び法テラスがもっと積極的に取り組むことが必要である。

これからの超高齢化社会を迎え、司法ソーシャルワークの需要がより高まっていくなか、弁護士は、スタッフ弁護士、法テラスその他利害関係者として連携・協働をしながら、司法ソーシャルワーク活動を実践することが求められている。今後、各地でその動きが出てくることに期待したい。

[注]

- 1 いまだスタッフ弁護士を受け入れてない弁護士会は、札幌、仙台、富山、金沢、山形、横浜、岡山、大分である。兵庫は阪神支部に3名を受け入れているが、神戸をはじめその他の地域は受け入れていない。
- 2 本林徹外編「市民と司法の架け橋を目指して」183頁以下
- 3 吉川精一「英国の弁護士制度」、池永知樹「緊縮財政下のイギリス法律扶助の変容と持続性を追求する他国の取組」総合法律支援論叢第3号81頁
- 4 そのためスタッフ弁護士不要論者からは、スタッフ弁護士増員のための口実として司法ソーシャルワークを持ち出したのではないかと批判されている。
- 5 吉川前掲204頁以下
- 6 社会福祉士は、法テラスの副所長に限らず、もっと広く、福祉機関と弁護士との橋渡し役を期待できるのではないか。また、スタッフ弁護士を受け入れない地域に、スタッフ社会福祉士を配置することも検討に値するように思う。
- 7 スタート時には、福岡市内の7区のうち東区、早良区、西区の3区で巡回相談を開始したが、その後、博多区が加わった。さらに近く中央区と南区も加わる予定である。
- 8 事前にケースワーカーが問題点を整理し、これを相談担当弁護士に的確に伝えることが受任率の高さにつながっているようである。
- 9 筑豊地域の弁護士が少ないため、同地域の国選事件については福岡部会及び北九州部会の弁護士にも配点されているが、接見に行くときと半日を要するなど負担が大きいため、スタッフ弁護士に優先配点されている。
- 10 スタッフ弁護士を受け入れていないある弁護士会で、ジュディケア弁護士だけで司法ソーシャルワークを実践したところ、やはり困難があったようで、同会の会長は「歯を食いしばって頑張っている」と報告されたと聞き及んでいる。この活動は大いに評価できるが、「歯を食いしばることなく」実践している福岡と比較した場合、長期になったときに差が出ないか気になるところである。
- 11 池永前掲85頁